

静 岡 市 報	号 外
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の4第1項の規定による消防用設備等の維持命令を行ったため、同条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により、その旨を次のとおり公告する。

令和2年4月27日

静岡市消防長 海 野 雅 夫

1 消防対象物

所在地 静岡市葵区産女1314番地

名 称 東和工業株式会社

用 途 倉庫（消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1（14）項）

2 命令を受けた者

住 所 静岡市葵区水落町5番15号

名 称 東和工業株式会社

代表取締役 松永高明

3 命令事項

令和2年7月21日までに、消防法施行令第21条に定める技術上の基準に従い、自動火災報知設備を改修すること。